

退職後の健康保険加入のご案内

在職中の保険証が使えるのは**退職日まで**です。

Q1 退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？



A1 「国民健康保険」「協会けんぽの任意継続」「ご家族の健康保険（被扶養者）」の**3種類**があります。
保険料などを比較の上、ご自身に合った健康保険をお選びください。

<加入先>

国民健康保険

協会けんぽの任意継続

ご家族の健康保険
(被扶養者)

<手続き先>

お住まいの市区町村の
国民健康保険担当課

お住まいの都道府県の
協会けんぽ支部

ご家族の勤務先

<加入条件>

お住まいの市区町村の
国民健康保険担当課に
お問い合わせください

退職日までに被保険者期間
が継続して**2か月以上**ある
ことが必要です
退職日の翌日から**20日
以内**に手続きが必要です

ご家族が加入している
健康保険の扶養認定条件を
満たす必要があります
※ご家族の勤務先に
お問い合わせください

<保険料>

加入する世帯の人数や、
前年の所得などによって
決まります
※離職理由により保険料が
軽減されることがあります
※お住まいの市区町村により
保険料額が異なります

退職時の保険料の**2倍**となり
ます（金額に上限があります）
※お住まいの都道府県と退職前
に加入されていた協会けんぽ
の都道府県が異なる場合等、
2倍にした額とならない場合
があります
※原則2年間変わりませんが、
保険料率の改定により変更と
なる場合があります

被扶養者の保険料負担はあ
りません

※高額療養費の多数該当については、協会けんぽの任意継続を選択した場合、通算されます。「国民健康保険」又は「ご家族の健康保険（被扶養者）」を選択すると通算されませんのでご注意ください。

Q2 任意継続の加入手続きは？



A2 「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を退職日の翌日から**20日以内**（20日目が土日、祝日の場合は翌営業日）にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部に提出してください。
加入できるのは退職日までに被保険者期間が**継続して2か月以上**ある方です。

（郵送でのご提出をお願いします）

Q3 国民健康保険と任意継続（協会けんぽ）の保険料はどちらが安いですか？

保険料の算出方法が異なりますので、双方の保険料等を比較していただき、ご検討ください。

- A3**
- ・国民健康保険の保険料はお住まいの市区町村の国民健康保険窓口にお問い合わせください。
 - ・任意継続保険は、**下記の表**をご参照ください。

○令和5年4月から令和6年3月の任意継続保険料額（岡山支部）

標準報酬		報酬月額		介護保険第2号被保険者に該当しない場合(右記以外)	介護保険第2号被保険者に該当する場合(40～64歳)
等級	月額			10.07%	11.89%
1	58,000	円以上	円未満		
		～			
2	68,000	63,000	73,000	5,840円	6,896円
3	78,000	73,000	83,000	6,847円	8,085円
4	88,000	83,000	93,000	7,854円	9,274円
5	98,000	93,000	101,000	8,861円	10,463円
6	104,000	101,000	107,000	9,868円	11,652円
7	110,000	107,000	114,000	10,472円	12,365円
8	118,000	114,000	122,000	11,077円	13,079円
9	126,000	122,000	130,000	11,882円	14,030円
10	134,000	130,000	138,000	12,688円	14,981円
11	142,000	138,000	146,000	13,493円	15,932円
12	150,000	146,000	155,000	14,299円	16,883円
13	160,000	155,000	165,000	15,105円	17,835円
14	170,000	165,000	175,000	16,112円	19,024円
15	180,000	175,000	185,000	17,119円	20,213円
16	190,000	185,000	195,000	18,126円	21,402円
17	200,000	195,000	210,000	19,133円	22,591円
18	220,000	210,000	230,000	20,140円	23,780円
19	240,000	230,000	250,000	22,154円	26,158円
20	260,000	250,000	270,000	24,168円	28,536円
21	280,000	270,000	290,000	26,182円	30,914円
22	300,000	290,000		28,196円	33,292円
				30,210円	35,670円

※退職時の標準報酬月額（上限30万円）に保険料率を乗じて決定されます。

Q4 保険料の納付方法はどのような方法がありますか？

- A4**
- 納付書による毎月納付（毎月10日まで）と、口座振替による毎月納付（毎月1日引落し）があります。また、毎月納付のほかに前納制度（一括納付による割引）もあります。

Q5 医療機関での窓口負担等は何割負担となりますか？

- A5**
- 医療機関等での窓口負担は在職中と同様です。原則、在職中と同様の給付金を申請することができます。
 ※資格喪失後に傷病手当金及び出産手当金の給付対象となるのは、在職中からの継続給付の要件を満たす場合に限りです。

Q6 任意継続の加入の申請をおこなって、保険証はいつごろ届きますか？

A6 申出書の健康保険資格喪失証明欄をご記入いただくか、退職日の確認できる証明書類※があれば、**申請後1週間程度**です。

※ 退職日の確認できる証明書類
(いずれか1点)

- ・事業主様が証明した退職証明書写し
- ・雇用保険被保険者離職票写し
- ・資格喪失届写し

なお、証明欄の記入や添付がなくても任意継続の手続きはできますが、日本年金機構の「健康保険資格喪失届」の登録を待って、任意継続の保険証の交付が可能となります。そのため、添付がない場合、**退職日から2週間程度**かかります。
(手続き状況によっては、更に保険証のお届けが遅れる場合があります。)

Q7 引き続き扶養認定を受けるために、添付書類は必要ですか？

A7 いままで扶養認定を受けていた方で、引き続き被扶養者として加入される場合、**学生であっても16歳以上の扶養認定を受けるすべての方は、証明書類の添付またはマイナンバーによる情報照会での確認が必要です。**

※協会けんぽがマイナンバーを未収録である場合や、情報照会では確認できない収入など、情報を取得できない場合がありますので、**原則証明書類の添付が必要**となります。

※証明書類から収入が基準額未満であるか確認するため、申立書では扶養認定を行うことはできません。
※通帳のコピーでは収入の確認書類とすることはできません。

収入の種類	収入を証明する書類の例
● 給与収入(アルバイト等)	・連続した直近3か月の給与明細の写し等
● 年金収入(個人年金を含む)	・直近の年金振込通知書、改定通知書、年金額がわかる年金証書の写し等
● 自営業・農業・不動産収入等	・直近の確定申告の写し(収支内訳書または青色申告決算書を含む)等
● 無収入(無職等)	・所得証明書(原本)、非課税証明書(原本) 最近退職の方は、雇用保険離職票または退職日が記載された源泉徴収票の写し等
● 失業保険を受給中	雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知の写し等

※ 被保険者と**別居の場合**は、仕送り額を確認できる書類を添付してください。(学生の場合は省略できます。)
[振込の場合：預金通帳の写し、送金の場合：現金書留の控え(写し)]

※ 引き続きではなく、**新たに扶養認定を受ける場合**の添付書類については、資格取得申出書記入の手引きや協会けんぽホームページをご覧ください。

※ 資格取得申出書では**被扶養者となられる方のマイナンバーを必ず記入**してください。(16歳未満の方も記入が必要です。)

任意継続の
扶養家族と
する要件

被保険者の配偶者(内縁関係を含む)及び3親等内の親族で主としてその被保険者に生計を維持されている方であり、下記の収入や同居の要件を満たしている方。

60歳未満の方

年収130万円未満
かつ
被保険者の年収の1/2未満であること

60歳以上の方または 障害年金を受給している方

年収180万円未満
かつ
被保険者の年収の1/2未満であること

※ 続柄によって**同居をしていることが要件**となる場合があります。

※ 別居の場合は、扶養家族の収入は仕送り額より少ないことも要件となります。

Q8

申請後、保険証が届くまでの間に医療機関にかかるときはどうしたらいいですか？



A8

任意継続の保険証が届く前であっても、**退職日の翌日から任意継続保険の資格**はあります。全額自費で保険診療を受けた場合は、申請手続きをすることにより費用の一部が払い戻されます。

下記3点をお住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ提出してください。

①

療養費支給申請書
(立替払等)

②

医療機関の
領収書の原本

③

診療明細書(注)

(注) ③診療明細書は個々の医療行為や使用したお薬、検査内容等の項目名や点数(金額)が記載されたものです。

※療養費申請書や記入例は、協会けんぽのホームページから印刷できます。

Q9

任意継続保険はいつまで加入できますか？



A9

被保険者(ご本人)が次の1~6の事由に該当するときは、被保険者資格を喪失します。

- 1 就職等により新たに健康保険等の被保険者資格を取得したとき。
- 2 保険料を納付期限(原則毎月10日)までに納付しなかったとき。
- 3 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき。
- 4 亡くなったとき。
- 5 任意継続被保険者でなくなることを希望したとき。
- 6 任意継続被保険者となった日から2年(保険証に記載されている資格喪失予定年月日)を経過したとき。

※1、3、4、5は、資格喪失申出書の提出をお願いします。

※4は、上記の資格喪失申出書と併せて、埋葬料(費)支給申請書の提出をお願いします。

※5は、申出が受理された日の属する月の翌月1日に資格を喪失します。



郵送でのご提出をお願いします。

※お客様の利便性の向上、事務処理の迅速化、新型コロナウイルスの感染拡大予防等の観点から、郵送での提出にご協力をお願いします。

送 付 先

〒700-8506

岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階

全国健康保険協会 岡山支部

協会けんぽ

検索

電話086-803-5780 ※**県外にお住まいの方**は住所地の都道府県支部に郵送をお願いします。

岡山県に
お住まいの方は
岡山支部へ
郵送してね!

